**辞　令**

殿

令和　　年　　月　　日付をもって部長職を解き、

同日付にて課長職に任命する。

（１）これに伴い、令和　　年　　月分給与より役職手当を以下の通り変更する。

部長職〇〇円→課長職●●円

　　（２）これは懲戒処分ではなく、人事上の措置によるものである。

令和　　年　　月　　日

株式会社

代表取締役

**辞　令**

殿

令和　　年　　月　　日付をもって部長職を解く。

（１）これに伴い、役職手当を令和　　年　　月分給与よりカットする。

（２）これは懲戒処分ではなく、人事上の措置によるものである。

令和　　年　　月　　日

株式会社

代表取締役